

令和6年度  
宍粟市 VR 動画等制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

**1 趣旨**

本実施要領は、宍粟市産業部商工観光課において、宍粟市 VR 動画等制作業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル「以下「プロポーザル」という。」方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業の目的**

本業務は、宍粟市の豊かな森林資源等を活用したアクティビティや観光地を主に催事場のブース等で紹介し、交流人口及び関係人口の増加、森林と触れ合う機会の創出や森林資源の活用の普及を図ることを目的に VR 動画を制作する。

**(2) 件名**

宍粟市 VR 動画等制作業務

**(3) 業務内容**

別紙「宍粟市 VR 動画等制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

**(4) 事業規模（契約上限額）**

7,986,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格についてはこの範囲内で別途算定する。

**(5) 契約期間**

契約締結日の翌日から令和7年3月17日まで

**(6) 履行場所**

宍粟市内において本市が指定する場所（別途、仕様書による）

**(7) その他**

本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

**3 契約に関する事項**

**(1) 契約の方法**

単年度契約

宍粟市契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

**(2) 委託料の支払**

部分払（履行期間中2回以内とする。）

### (3) 契約条項

別紙「業務委託契約書」参照

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が「宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

## 4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 公募開始日から契約締結の日までの期間において、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- エ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。
- オ 宍粟市暴力団排除推進条例第2条第1項第3号、第4号に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- キ 宍粟市入札参加資格者名簿に登録されている者で、役務「映画、ビデオ、刊行物の製作」に登録している者。ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。
- ク 過去に実写VRコンテンツを制作したことがある者であること。

## 5 スケジュール

事項	予定日	備考
公募開始（市HP掲載）	令和6年4月8日（月）	
質問受付期限	令和6年4月12日（金） 正午必着	
質問に対する回答	令和6年4月15日（月） 午後1時以降	
参加申請書提出期限	令和6年4月17日（水） 午後5時15分必着	
参加資格審査結果通知	令和6年4月18日（木）	予定
企画提案書類の提出期限	令和6年4月26日（金） 午後5時15分必着	
審査（書類審査）	令和6年5月1日（水）	予定
結果通知	令和6年5月7日（火）	予定
契約の締結	令和6年5月9日（木）	予定

## 6 参加申込に関する事項

### (1) 受付期間

公募開始日から令和6年4月17日（水） 午後5時15分まで  
ただし、持参による場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時15分

### (2) 提出方法

電子メール、郵送のいずれかによる。郵送での提出は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。メールの場合は提出後に電話で到着確認を行うこと。提出先は下記 11 参照。

**(3) 提出書類**

参加申請書（様式第 1 号）

**(4) 提出部数**

1 部

**(5) 参加資格決定通知**

すべての参加申請者に対し、令和 6 年 4 月 18 日（木）（予定）までに、様式 1 に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。参加資格決定通知後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

**7 質問の受付・回答**

**(1) 受付期間**

公募開始日から令和 6 年 4 月 12 日（金）正午まで（必着）

**(2) 提出方法**

「質問書」（様式第 2 号）に記載し、下記 11 の提出先まで提出すること。FAX、電子メールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※電子メールによる提出の場合は、「件名」を明記すること。

※電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

**(3) 回答**

受け付けた質問事項に対する回答は、令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 1 時以降、ホームページに掲載する。個別には回答しない。

質問した業者名は公表しない。質問受付締切り後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

**8 企画提案書の提出**

**(1) 受付期間**

参加資格決定通知書受領日から令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 5 時 15 分まで

ただし、持参による場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分

**(2) 提出方法**

郵送、持参のいずれかによる。郵送での提出は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。提出先は下記 11 参照。

**(3) 提出書類**

ア 企画提案書提出書（様式第 3 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 宍粟市暴力団排除推進条例に係る誓約書及び役員調書（様式第 4 号-1, 4 号-2）

オ 過去動画データを保存した DVD-R

#### (4) 提出部数

正本：1部（記名したもの）

副本：1部（ただし、企画提案書のみ8部）

※ 副本には、記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。提出資料中、提出者を特定できる箇所には発注者において黒塗りをする場合がある。

#### (5) 見積書について

「見積書」は、仕様書に基づく総価格（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。また、次の項目について、金額が分かるように内訳を記載すること。

- ・企画構成費・・・企画、全体の進行管理等に係る費用。
- ・撮影費・・・撮影、撮影機材等に係る費用。
- ・編集費・・・映像編集、日英字幕、BGM及びクレジット等の挿入等に係る費用。
- ・制作費・・・旅費、雑費等に係る費用。
- ・整備費・・・VRゴーグル等に係る費用。

#### (6) 企画提案書について

①「企画提案書」は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

②「企画提案書」には、次のことがわかる内容を記載すること。

(ア) 企画内容

- ・目的及び仕様に沿った企画になっているか。
- ・制作するコンテンツのクオリティ（画質等）はどの程度か。
- ・満足度を高めるための工夫がなされているか。
- ・その他、本事業の成果を高めるための独自の提案及び工夫がみられるか。

(イ) 実施スケジュール

(ウ) 業務遂行能力及び実施体制

(エ) 類似業務の実績

③提出部数9部（正本1部、副本8部）

#### (7) 過去制作動画

「過去制作動画」は、実写VR動画を電子媒体（DVD-R）に保存して提出すること。なお、動画はWindows標準搭載のソフト「映画&テレビ」で再生し審査する予定である。そのため、そのソフトに対応した形式で提出すること。対応が難しい場合は、2Dの動画の提出でも可能とする。また、提出する動画は、1つとする。

#### (8) その他の注意事項

ア 提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

イ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

ウ 企画提案書の提出後に本市の判断で補足資料の提出を求められることがある。

### 9 選定に関する事項

企画提案の審査については、書類審査のうえ、発注者において候補者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

#### (1) 審査（書類選考）

事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価する。

ア 評価者

本業務における受託候補者の特定は、本業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

イ 企画提案の評価

企画提案書の内容について、事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。なお、審査会においては、書類等による審査とする。

ウ プロポーザル審査において、最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とする。

評価点が同点の場合は、「見積価格」が安価の提案者を上位とする。さらに、上記の審査項目も同点の場合は当該提案者がくじを引いて決定する。

## (2) 選定結果の通知

ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。

なお、本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- ① 優先交渉権者の名称（次点者以下の名称は公表しない）
- ② 優先交渉権者の評価点（次点者以下の評価点は公表しない。）

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について通知日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く）に書面（任意様式）により、市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由、及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

## (3) 契約

特定された受託候補者と、評価した企画提案書を基に協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

## (4) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。

## 10 その他注意事項

- (1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しない。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。また、関係書類に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等の場合を除き、変更することができない。
- (5) 参加申請後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（任意様式）により、市に提出すること。
- (6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。
- (7) 無効となるプロポーザル
  - ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - オ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合
  - カ 同一提案者が2件以上の企画提案書を提出した場合
- (8) 失格となるプロポーザル
- ア 提案内容の如何に関わらず、契約上限額を超えた見積の場合
  - イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合
- (9) 個人情報保護
- 委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (10) 守秘義務
- 受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。
- (11) 提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

## 11 提出先、問合せ先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 2 階  
宍粟市産業部商工観光課観光係  
電話：0790-63-3127  
F A X：0790-63-1282  
電子メール：[kanko-kk@city.shiso.lg.jp](mailto:kanko-kk@city.shiso.lg.jp)

別紙 「宍粟市 VR 動画等制作業務プロポーザル審査項目」

評価項目		配点
① 事業の理解度	仕様書の業務の目的を理解しているか。	20
② クオリティ	画質等のクオリティは高いか。また、クオリティを高めるための工夫がなされているか。	20
③ 提案内容	宍粟市を PR するのに魅力的な提案となっているか。	60
④ 実施体制	業務遂行にあたり、実施体制等は充実しているか。	20
⑤ 過去実績	過去制作した動画や業務の実績等があるか。	60
⑥ 見積金額	見積金額は妥当か。	20
合計		200

最低基準点を満点の 60 点とし、下回るものは失格とする。